

環境厚生委員長報告

令和8年9月定例会

環境厚生委員長報告をいたします。

環境厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」など条例案2件、「令和8年度島根県一般会計補正予算（第4号）」など予算案5件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

健康福祉部所管の第116号議案「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」についてであります。

犯罪事実確認や相談、調査など児童対象の性暴力等の防止のために講じる必要がある措置について、委員から、研修の実施など、県として事業者に対する支援が必要ではないかとの意見があり、執行部からは、国が実施する広報や事業者説明会について広く周知を図っていくとの回答がありました。また、別の委員から、放課後児童クラブなど条例対象外の事業者においても、こども性暴力防止法に基づく対応が進むよう、県から積極的に働きかけていく必要があるのではないかと意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、島根かみあり国スポ・全スポ局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「国スポトライアスロン競技の会場地について」では、委員から、新たな会場地の選定にあたり問題が生じる可能性に備えて、計画を早期に進めてほしいとの意見があり、執行部からは、早期の選定に向けたスケジュールをしっかりと意識した上で、準備を進めていきたいとの回答がありました。

次に、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「第10期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について」では、委員から、新たな制度である特定地域サービスや特定地域

居宅サービス等事業については、人員基準の緩和による現場の負担増や、定額制による利用者の負担増が懸念される。住んでいる地域によって、受けられるサービスに違いが生じることがないように、現場や利用者の意見も踏まえた対応をお願いしたいとの意見がありました。執行部からは、地域を問わずサービスが適切に提供される仕組みを構築するのは国の責務であり、引き続き、現場、関係団体などの状況を把握し、国へ対応を求めたいとの回答がありました。

「子ども医療費助成事業に係る状況について」では、委員から、県は市町村支援を大幅に拡充されているが、県内統一的に18歳まで無償化となるよう、引き続き検討を進めてもらいたいとの意見があり、執行部からは、まずは、市町村の助成の状況や実態を把握していきたいとの回答がありました。

「令和7年度児童相談の状況について」では、委員から、相談のあった児童虐待件数は全体の一部でしかないと推察され、子どもが生まれる前から親としての心構えをしっかりと教えるような親への教育が必要ではないかとの意見があり、執行部からは、市町村等、関係機関との連携を強化し、親等への啓発活動などに取り組んでいきたいとの回答がありました。

また、委員から、県西部の病院の分娩体制に関わる報道があったことに関し、地域の実情を踏まえた対応を求める意見があり、執行部からは、各圏域の実情を踏まえて、医療機関等との連携を図りたいとの回答がありました。

次に、環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県環境影響評価条例対象事業（太陽電池発電所）の規模要件見直しについて」では、委員から、法律の規模要件が引き下げられることにより、現時点で県条例の環境影響評価手続きを進めている事業が改正後の法律の対象となった場合の今後の取り扱いについて質問がありました。執行部からは、改正後の法律の対象となる事業については、経過措置規定により、県条例に基づき行われた環境影響評価の手続きは国に引き継がれるとの回答がありました。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。